

マンション分譲事業者のみなさまへ

～分譲前の長期修繕計画案などの市への届出が義務化されました～

神戸市では、新たに分譲するマンションの長期修繕計画等が国のガイドラインに準ずる内容となっているかを確認するため、「神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例」に基づき、マンション分譲事業者のみなさまに対して、マンションの管理事項に関する分譲前の届出を義務化しています。

■ 届出時期

正式に販売が開始される日の30日前まで

※届出内容に変更が生じた場合にも、変更の届出が必要です。

■ 届出方法

神戸市ホームページの届出フォームより届出してください。

※既に販売開始しており、引渡し前のマンションについても
速やかに届出をしてください。

神戸市 HP
はこちら



■ 主な届出内容(届出フォームにて記入・添付)

届出項目	届出する内容
管理者等	・管理者が区分所有者/管理会社/その他の専門家の別
管理規約	・管理規約の案の有無 ※案を添付 ・管理規約の案が標準管理規約に準拠しているか
長期修繕計画	・長期修繕計画の案の有無 ※案を添付 ・長期修繕計画標準様式(国土交通省)に準拠しているか
管理費	・額(㎡あたり月額)
修繕積立金	・基金の額(㎡あたり) ・積立方式(均等積立方式/段階増額積立方式/その他) ・額(㎡あたり月額) ・マンションの修繕積立金に関するガイドライン(国土交通省)の基準を満たしているか
管理事務の委託	・管理形態(全部委託/一部委託/自主管理の別) ・マンション管理業者の名称

※修繕積立金の積立方式は、「均等積立方式」を推奨しています。

※国の「標準管理規約」「長期修繕計画様式」「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」に準拠してください。

■ 情報開示

届出者の意思表示に基づき、届出のあった日の翌月末日から5年間、市のHPにて届出事項を公開します。新規入居者や購入検討者をはじめとする方々がマンションの管理計画を確認できるようになり、マンション管理に対する意識醸成や市場での評価につながることを期待しています。

■ マンション分譲事業者の責務

①管理組合への長期修繕計画・届出内容の引継ぎ、②管理組合の届出促進にご協力ください。

問合せ先

「すまいるネット」神戸市すまいの安心支援センター

TEL:078-647-9955

(10時00分～17時00分、水曜・日曜・祝日定休)